

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	街づくり課

契約業者名・住所	アマノ株式会社 柏支店・千葉県柏市あけぼの5丁目5番2号
工事等の名称	松戸駅西口地下駐車場 駐車場システム保守点検業務委託
工事等の場所	松戸市本町24番地の3
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	572,000円
工事等の概要	駐車場システム保守点検業務 一式
随意契約の理由	<p>松戸駅西口地下駐車場（以下「駐車場」という。）では、キャッシュレス決済の導入にあたり場内の事前精算機2台及び出口精算機1台にクレジットカードや電子マネーを読み取る電子決済端末としてICクレジットカードリーダーを令和2年度にそれぞれ設置しています。</p> <p>また、駐車場内の駐車マスが利用されているかどうかを感知する車室センサーとセンサーに連動したまねき灯（場内走行中に空車位置を知らせる電灯）を平成30年度に改修、管理事務室にある中央管制盤で在車情報が確認でき、駐車場入り口において満車か空車かわかるようシステムを構築しています。</p> <p>以上の設備整備は、利用者の利便性向上を図ることで質の高い市民サービスの提供を行うことを目的としております。これらの設備につきましては、全て、メーカーであるアマノ株式会社独自の製品であり、設置も同社が実施いたしました。従いまして、機器の内部構造及び配線、システム構成につきましては、同社が熟知しており、故障した場合には同社しか対応できない部分が多々存在いたします。</p> <p>そのため、安定した性能を継続させるためにはメーカー指定の保守点検作業が必須であり、緊急時の対応につきまし</p>

でもメーカー独自のノウハウが必須となることから、アマノ株式会社が各機器に対応できる唯一の担い手となっております。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者随意契約の相手方として下記業者を選定するものです。